

霧島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

霧島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように制定する。

平成28年11月28日提出

霧島市長 前田 終止

霧島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する霧島市教育委員会が行った処分、手続その他の行為又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に霧島市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(霧島市牧園町地区運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 霧島市牧園町地区運動場の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第132号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「霧島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第6条の2第2項第3号及び第4号並びに第6条の3中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「霧島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「「教育委員会」とある」を「「市長」とある」に改める。

第9条第4号、第10条第2項及び第3項、第11条並びに第12条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(霧島市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 4 霧島市スポーツ推進審議会条例(平成18年霧島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「霧島市教育委員会(以下「委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条第2項中「の意見を聴いて委員会」を削る。

第7条中「教育委員会保健体育課」を「市民環境部文化・スポーツ振興課」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例(平成20年霧島市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「霧島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条第1項ただし書及び第2項ただし書、第5条並びに第6条第1項及び第2項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会が」を「市長が」に改め、「及び教育委員会」を削る。

第9条第3号及び第4号、第10条、第11条第1項ただし書及び第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第3号、第16条第2項及び第3項並びに第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関すること及び文化に関することを市長が管理し、及び執行するため、本条例を制定しようとするものである。